

副

## 建築制限解除承認通知書

都市計画法第 37 条第 1 号の規定により建築制限の解除を承認したので通知します。  
ただし、下記の条件をつけます。

年 月 日

様

福井市長

開 発 許 可 番 号	年 月 日・イ - - 第 号
開 発 区 域 の 名 称	
開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
開 発 行 為 に 関 す る 工 事 施 行 者 の 住 所 お よ び 氏 名	
予 定 建 築 物 の 用 途	
予 定 建 築 物 の 建 築 場 所	
予 定 建 築 物 の 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
<b>承認の条件</b>	

- 備考 1. この通知書は大切に保管してください。
- この処分について不服があるときは、行政不服審査法第 2 条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます。
  - この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。）提起しなければなりません。なお、上記 2 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この限りではありません。